

<b>ダム事業の名称</b>	<b>松倉ダム</b>
<b>所在都道府県、水系、河川名</b>	<b>北海道函館市松倉川（二級河川）</b>
<b>事業者名</b>	<b>北海道 松倉ダムの建設</b>
<b>事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）</b>	
<p><b>事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）</b></p> <p>松倉川流域においては今まで数多くの洪水被害を受けてきたことから、松倉川流域（本川松倉川、支川湯の川、鮫川等）の治水安全度の向上を図るために、昭和 41 年度より改修工事を実施している。しかし、昭和 56 年 8 月の豪雨と台風により洪水が発生し、大きな被害を受けたのを契機として抜本的に治水対策を検討する必要性が生じ、沿川が高度に土地利用されている状況から地域への影響を考えた結果、大幅な河道改修は困難であると判断し、ダム建設を計画した。また、函館市の水道計画においては、人口の増加、水洗化の普及、工業団地への企業誘致などにより水需要の増加が予測され、新たな水源を求める必要があった。計画では、洪水調節は自然調節方式とし、ダム地点における計画高水流量 220 立方メートル/s のうち 215 立方メートル/s の洪水調節を行うとともにダム下流の流水の正常な機能の維持と増進を図る。あわせて、函館市の水道用水として、ダム地点で 20,000 立方メートル/日の取水を可能とする。【ダムの規模～堤高 72.0m、堤頂長 300m、堤体積 240,000 立方メートル、総工費 310 億円/着工予定：平成 7 年度】。利水は平成 12 年には人口増加で一日最大給水量 149km<sup>3</sup>/日が能力（150km<sup>3</sup>）を超えるとした。</p> <p>その経過（事業目的）で松倉ダムは多目的ダムとして平成 5 年度に実施計画調査に着手した。松倉川水系の治水対策は、河道拡幅・分水路・遊水地・放水路等について検討を加えた結果、家屋の移転や耕地への影響が少なく、水需給対策にも対応できる松倉ダム（上流）と分水路によることとした。その後、平成 6 年に再調査した結果、堤体部の岩盤の脆弱性が発見され完成予定は延びることになった。平成 7 年、新河川法が施行された際に北海道は松倉ダム計画をそれに従い市民参加の検討会を公開にて行った。その後、北海道が時のアセスメントを打ち出し松倉ダム、土幌高原道路など 7 事業を再評価をするとし、平成 10 年 10 月 30 日に松倉ダム建設を中止とした。なお、北海道が再評価で説明している上流ダム案+分水路案は正式には平成 12 年度から始まった治水検討会で提示されたもので再評価時に北海道建設部がダム案を残しておきたい考えと見ている。</p> <p><b>事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）</b></p> <p>松倉ダムは、1992 年 12 月の建設予算が国会を通り北海道の事業として市民に初めて明らかにされた。函館市は直前に北海道から「ダムを造るから水を使って欲しい」と打診。OK をしたとされ、市関係者は「まさか予算化されるとは？」と驚愕したという。つまり市の利水政策に緊急性が無かったものと思われた。松倉ダムは多目的ダムであり、治水と利水であるが、その利水については人口動態が問題であった。いわゆる過大な人口増（平成 17 年 315 千人推移）を基に積算された予想であり市内の地勢有識者からも疑問が新聞に掲載された。なお実算はマイナス 25 千人（平成 17 年：290 千人）だった。一方、治水では松倉ダムは本流の越流と支流の外水氾濫を防ぐものとされたが、当時、松倉川を考える会の独自調査から内水氾濫が多いと判断し、利水も含めダム建設による洪水調節効果は極めて薄く代替策で対策可能との考えを市民団体等が持つようになった。自然環境においては二級河川だが、中核都市には珍しい大型ダムの無い河川であるため河川生態系も豊饒で絶滅危惧種なども多数生息することが判明していた。自然環境については北大農学部助手だった栗山浩一氏が CVM(仮想評価法)を用い松倉川の自然損失を 2870 億円もの高額と公表した。</p> <p><b>中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）</b></p> <p>北海道は平成 5 年度から本格的な諸調査を実施し、流域の治水対策等の計画概要や自然環境への影響について、住民へ説明するため準備を進めていたが、この間、事業を巡りその必要性や自然環境への影響など様々な意見があり、このままでは事業の円滑な推進に支障をきたし、長期間停滞するおそれがあったことから、一旦立ち止まって（北海道時のアセスメント）住民意向の把握に努め、今後の進</p>	

め方を再検討することとした。構想段階からは前述した経緯や市民団体等の運動（フォーラム、市民集会、コカリナコンサート、河川調査などの公開、写真展、「清流松倉川」など本の出版等）があったり、NHKのETV特集などでメディアからの発信も効を奏した感もある。また北海道庁内部（流域森林を管理する林務など）でもダム建設に寄る森林、河川環境のダメージや費用対効果への各種疑問があり、函館市でも利水の人口動態を企画部作製の長期計画（期待値）をもとに水道局が調製していたため行政側は矛盾や足並みの乱れなどが現れ建設のみが目的のように進んでいった。そのような背景で事業は硬直化した側面から、北海道は事業見直し路線が具体化、道財政の硬直化対策と時のアセスメント、新河川法が加わって大きくダム事業中止への流れが出た。とくに、時のアセスメント、再評価のモデル事業に松倉ダムが一番手の挙がったのがそれらを示す結果となった。

### **中止理由（起業者が挙げる中止理由と、皆さんが捉えている中止理由）**

一函館市においては、人口動態が減少傾向にある中で、給水人口の見直しなどの必要があるとの考え方が示されており、水源確保のためのダム建設の緊急性は認められない。また、治水対策については、自然環境の保全を求める市民の声や代替性の可能性があることなどを踏まえ、計画全体を見直す必要が生じた。以上の点を総合的に判断し、多目的ダムである松倉ダムの建設は取り止めることとする一と再評価調書では書かれており、松倉川を考える会でも同等な中止理由を掲げてきた。

### **中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）**

- \* 北海道の治水の見解H10. 10. 30：今後の取組み、治水対策について河道改修や放水路、遊水地、ダムなどの様々な方策が考えられるが、今後、松倉川水系の一層の安全度の向上に向けて、住民参加や学識経験者の協力を得ながら、効果的な方策を検討していく。当面は、現在実施している河川改修の積極的な推進に努めるものとする。また、函館市が今後予定している水需給計画の見直しに当たっては、これまでの経過を踏まえ、北海道としても必要な協力を行うこととする。以上
- \* ダム中止後、平成11年11月に北海道と函館市が治水検討会の開催について松倉川を考える会へ意見交換を求め来会し、考える会は「検討会開催は函館市で地元専門家（学者）と流域住民代表、団体など全てを参集し、かつ各部局も加えて開催してほしい・・・」と要望。全国的にも有名になった地域住民が「基本高水」を決める、「松倉方式」の検討会（学識者による専門部会と住民団体による地域部会）の大綱がこのとき決まった。
- \* 松倉川水系治水検討会（北海道、函館市が事務局で新谷融氏が座長）が平成12年3月に開始され同14年3月まで合計24回の検討会、ワーキング開催により、「洪水は内水が主」「洪水と環境保護の共存は可能」の共通認識が醸成されたことで本流ダムに頼らず、雨水管の整備、河川整備、遊水池、貯留などの治水計画（総合的治水-面的流出抑制策-未来構想図：下段図）が策定された。開催にあたって新谷氏は「地域部会が主である」と明言。これまでの「ダム推進が底流の専門部会」をサポート組織に後退させ、地域の判断に従わせたところ、地域部会は「ダムは無用」と答申。よって本流ダム案は事実上無くなった。
- \* 函館市（水道局）の利水総括H20. 1. 11：当会から函館水道ビジョンのパブリックコメントの回答

松倉ダムは、松倉川流域の治水安全度の向上と函館市の利水を目的として計画されましたが、治水対策としては、環境保全や代替性の可能性があることおよび利水としての緊急性が認められないことなどの理由により、平成10年10月30日、事業主体であった北海道にてダム建設の取りやめが決定されております。その後、本市水道事業としては、水源事故や濁水などの被害を最小限とするために函館地区における4箇所の水源をネットワーク化し原水の相互融通を可能とするための施設整備を進めてきました。このような状況や近年における水需要の推移などを勘案すると、水道事業者としても松倉ダムの必要性は認められないと考えております。

**その後の取り組み：**平成10年以降、同21年まで、河川拡幅整備などで深刻な洪水被害は起きていない。また、人口減で給水制限も無い。

- \* 松倉川水系流域懇談会の開催（事務局、函館市で松倉川水系治水検討会の団体委員が年1回集合）
- \* 松倉川を考える会が流域保全に関して、\*大型商業と住宅地域の流出抑制策\*北電鉄塔建設の土砂流出防止策\*高規格道路、新外環状線の環境対策、などを提言し「水の貯留と循環式」施工に反映中。
- \* NHK「さわやか自然百景・函館松倉川・冬」H21.2月、NHK北海道クローズアップで「北海道の公共事業」H21.12月で松倉川の自然とダム問題を報道した。

### 中止獲得までに特に苦勞したこと

1. 運動は反意では無く、疑問を明かすことへ徹底し市民への公開に重きを置いたこと。
2. ダムが無効なのが判明してから推進派にも積極的に接したこと。
3. 行政の頑（かたく）なさをすこしずつ説得し交渉、情報公開などへ至ったこと。
4. 会員の中には自職や家庭をつなげ運動を続けているため生活力に支障がでたこと。
5. 組織分裂（排除行為）を避けるのに一体感を造る努力をしたこと。

### 中止獲得に至るまでの創意工夫

1. 環境問題を筆頭に対立軸をもっていかなかったこと。（環境はもろ刃の剣）
2. 団結と和を尊び排除行為をしなかったことや外部団体主導で運動を進めないこと。
3. 運動を支持してくれる政党、団体、有識者、行政内部と意見交換を積極的に行ったこと。そして裏切らなかつたこと。
4. 着地点と中止後の対策を明確化するのに役所側と責任を持って調製したこと。
5. 水源連など全国組織の団体と連携をしたこと。
6. メデアとケンカしないこと。

### 中止獲得までに協力を得た団体とその内容

1. 水源連（全国の事例を配信して頂き国政にも働きかけて頂いた）
2. 北海道自然保護協会（道庁へ説得。集会を開催し助言も頂いた）
3. 札幌弁護士会（合意形成の勉強会を開催）
4. 北海道の森と川を語る会（勉強会講師派遣や札幌での運動展開して頂いた）
5. NHK、朝日新聞、北海道新聞、函館新聞などメデア関連（紹介を多数して頂いた）
6. まちづくり市民会議、植物研究会、函館市内の各団体（集会に参加頂いた）
7. 民主党、共産党、社民党（国政、道政、市政で取り上げて頂いた）

### そのほか特に伝えたいこと

- \* ダムに疑問を抱き運動に参加して今日まで18年になります。当時、ダム推進派の先鋒で洪水被害（死亡と冠水被害）を何度も経験してきた当時鱒川町会の会長、伊藤文三さんが、ダム中止後の検討委員会の最後に「皆さんがダム以外の方法でというならそれでいい（洪水が無くなればいい）・・・」とコメントされダム至上案を最後になり取り下げました。このとき、安堵と同時に重い責任感が私の胸に沸いて涙も出てきました。ダム中止の市民運動は本来の目的が中止に追い込むことでは無く、中止後の治水政策、利水政策に関与する責任を持つことにミッションがあると感じています。ぜひこれを忘れないで欲しいと思います。もちろん中止に至らなくも継続しなければなりません。先日も、松倉川の傍に住む伊藤文三さんとお会いしてきました。現在ではともに流域保全に関して情報交換をする仲になっており、ともに同じ方向を見ながら川の自然と向き合う関係に至ったことをお知らせします。

（本報告の文、図は北海道松倉ダム再評価調書、松倉川水系治水計画総括、函館市水道ビジョン等から一部、引用した。）

（文責：松倉川水系治水検討会委員 松倉川を考える会 事務局長 鎌鹿隆美）

# 松倉川水系近未来構想図(案)

## 水害に遭く水と緑に包まれたるおいのある地域の創出

- 河川対策については、健全な水循環の完全な回復に向け、流域における保水増進の促進を図り、洪水調節の機能向上を図る。
- 将来の治水対策については、豊かな自然環境や生態系の保全、即ち生体地帯の創出に与える影響等について考慮し、流域内の一つの河川・特定の区域だけに負担をしないこと、したがって単独河川毎の治水対策による治水効果が低下しない。

- 河川下流での対策
  - ①河川下流の治水、向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
  - ②治水対策の向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
  - ③治水対策の向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
  - ④治水対策の向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進



- 河川下流での対策
  - ①河川下流の治水、向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
  - ②治水対策の向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
  - ③治水対策の向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
  - ④治水対策の向上
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進
    - ・河川の治水増進

当時の団体名	松倉川を考える会 (会員 120 名)
現在の団体名	同上
連絡担当者	鎌鹿隆美・かまかたかよし (事務局長)
住所 (郵便番号から)	〒042-0935 函館市駒場町 9-10 自然倶楽部 内
電 話	0138-31-5339
F A X	同上
電子メール	t-kamaka@fine.ocn.ne.jp
ホームページ	http://blogs.yahoo.co.jp/kamaka_ryu